

診療報酬に関するご案内

- ・明細書発行体制等加算について

当院は療担規則に則り、明細書については無償で交付いたします。

- ・一般名処方管理加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

- ・夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内であっても「夜間・早朝等加算」（50点）の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

- ・ 平日 午後 6 時以降
- ・ 土曜日 正午以後

- ・医療 DX 推進体制整備加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。医師が診察を実施する診察室において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施いたします。また、医療 DX を通して質の高い医療を提供できるように、マイナ保険証の推進に取り組んでおります。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取り組みを推進いたします。尚、これらの取り組みについては、今後計画的に進めてまいります。

- ・医療情報取得加算について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

- ・生活習慣病管理料(Ⅱ)について

患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行います。又はリフィル処方箋を交付いたします。

- ・ 情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療において初診の場合には向精神薬を処方しません。

- ・ 機能強化加算について

患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行い、必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。

また、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談に応じています。

なお、診療時間外の場合も緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

- ・ 在宅療養支援診療所、在宅時医学総合管理料について

在宅で療養する患者さんを対象に、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。

「第9」の1の(2)に算定する在宅支援診療所の点数を算定します。

令和7年6月1日

手越クリニック